

京都市職員研修所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第189号

京都市職員研修所規則の一部を改正する規則

京都市職員研修所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市職員研修センター規則

第1条第1項中「職員の資質の向上、服務の指導等」を「職員研修」に、「京都市職員研修所」を「京都市職員研修センター」に、「職員研修所」を「センター」に改め、同条第2項中「職員研修所」を「センター」に、「京都市左京区岡崎最勝寺町13番地」を「京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地」に改める。

「統括監察員

第2条第1項中「職員研修所」を「センター」に、
担当課長 若干人 を
監察員 若干人
担当係長 若干人

「副所長

企画係長 に改め、同条第2項中「職員研修所に次長又は」を「センターに担当研修係長」

課長、」に改め、「担当課長補佐」の右に「又は担当係長」を加える。

第3条第1項中「職員研修所」を「センター」に改め、同条第2項中「次長」を「副所長」に改め、同条第3項中「統括監察員」及び「監察員」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

第4条中「次長」を「副所長」に改め、「、主管事務につき、担当課長又は監察員が

その職務を代理し、担当課長又は監察員に事故があるときは」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条各号列記以外の部分中「職員研修所」を「センター」に改め、同条第1号中「の計画及び実施」を「に関する調査、研究、連絡及び調整」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) センター研修の計画及び実施に関すること。
- (3) 局区等研修及び自主研修の支援に関すること。ただし、総務部の所管に属するものを除く。
- (4) 所管事務に関する他の任命権者との連絡及び調整に関すること。

第5条第5号から第9号までを削る。

第6条中「、統括監察員」及び「、監察員」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)